



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 7月16日火曜日 第1373号

◇ 目 次 ◇

自衛官の募集.....	837
自衛官の採用試験.....	837
介護機関の指定.....	838
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	838
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	839
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	839
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	839
県営土地改良事業の工事の完了.....	840
公有水面埋立免許（4件）.....	840
道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）.....	847
道路の供用開始（ " " ）.....	848
都市計画事業の認可.....	848

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	848
政治団体の届出事項の異動の届出.....	849
政治団体の解散の届出.....	851
資金管理団体の届出.....	851

資金管理団体の指定の取消し等の届出..... 851

告 示

○愛媛県告示第1306号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成14年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 男子（平成14年度第2次分）
平成14年 8月5日（月）から
9月6日（金）まで
- 2 女子（平成14年度第2次分）
平成14年 8月5日（月）から
9月6日（金）まで

○愛媛県告示第1307号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成14年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成14年 9月17日(火)	新居浜市繁本町 8番65号	新居浜市民文化センター	新居浜市、西条市、川之江市、伊予三島市、東予市、宇摩郡及び周桑郡
	今治市別宮町一丁目 4番 1号	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市三番町八丁目325番 1号	松山市農協ビル	松山市、伊予市、北条市、温泉郡、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市大洲891番地 1	大洲市民会館	八幡浜市、大洲市、喜多郡、西宇和郡及び東宇和郡
	宇和島市曙町 1	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
(女子) 平成14年 9月24日(火) 25日(水) どちらか1日	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県下全域

○愛媛県告示第1308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成14年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設若水ケアセンター	社会福祉法人はびねず福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成14.4.1

○愛媛県告示第1309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成14年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人 明成会	今治市桜井二丁目3-1	秋山整形外科	今治市桜井二丁目3-1	平成14.5.1
株式会社 トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	株式会社 トーカイ 今治出張所	今治市桜井二丁目甲1582-1	平成14.6.14
株式会社 レビア商会	今治市八町東三丁目4番31号	株式会社 レビア商会	今治市八町東三丁目4番31号	平成14.6.1
社会福祉法人 常美会	新居浜市御蔵町11番23号	短期入所生活介護事業所 おくらの里	新居浜市御蔵町11番23号	平成14.5.1
社会福祉法人 常美会	新居浜市御蔵町11番23号	デイサービスセンター おくらの里	新居浜市御蔵町11番23号	平成14.5.1
有限会社 大新建設	新居浜市新須賀町一丁目8番60号	ケアサポート・ライカ	新居浜市新須賀町一丁目8番60号	平成14.4.1
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	高津診療所	新居浜市高津町3番20号	平成14.6.1
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポールヘルパーステーション	宇和島市恵美須町一丁目1番3号	平成14.6.1
医療法人 明生会	川之江市金生町下分1249番地の1	デイサービス「ふれあい」	川之江市金生町下分1243番地の1	平成14.4.1
医療法人 明生会	川之江市金生町下分1249番地の1	グループホーム「やすらぎ」	川之江市金生町下分1243番地の1	平成14.4.1
社会福祉法人はびねず福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	介護老人保健施設若水ケアセンター	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成14.4.1
社会福祉法人はびねず福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	短期入所生活介護事業所若水館	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成14.4.1
社会福祉法人はびねず福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	デイサービスセンター若水館	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成14.4.1
社会福祉法人はびねず福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	グループホーム おてだま	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成14.4.1
川之江市農業協同組合	川之江市妻鳥町1121番地	J A川之江市デイサービスセンター あったか荘	川之江市妻鳥町1525番地	平成14.4.1
株式会社 悠遊社	松山市余戸南二丁目24-38	株式会社 悠遊社 東予事業所	東予市新市650番地6	平成14.6.14

医療法人社団 栗整形外科病院	伊予三島市中之庄町398番地1	介護老人保健施設 くりのみ館	伊予三島市中之庄町393番地1	平成14.4.12
株式会社 悠遊社	松山市余戸南二丁目24-38	株式会社 悠遊社 大洲事業所	大洲市新谷町甲17番地第1	平成14.5.1
社会福祉法人 明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町高山甲3678番地	社会福祉法人 明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町高山甲3678番地	平成14.5.1
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	デイサービスセンター 風のうた	新居浜市秋生1061番地	平成14.4.11

○愛媛県告示第1310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成14年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人 常美会	新居浜市御蔵町11番23号	居宅介護支援事業所 おくらの里	新居浜市御蔵町11番23号	平成14.5.1
有限会社 大新建設	新居浜市新須賀町一丁目8番60号	ケアサポート・ライカ	新居浜市新須賀町一丁目8番60号	平成14.4.1
社会福祉法人 はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	居宅介護支援事業所 若水館	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成14.4.1
株式会社 悠遊社	松山市余戸南二丁目24-38	株式会社 悠遊社 東予事業所	東予市新市650番地6	平成14.6.14
株式会社 悠遊社	松山市余戸南二丁目24-38	株式会社 悠遊社 大洲事業所	大洲市新谷町甲17番地第1	平成14.5.1
社会福祉法人 明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町高山甲3678番地	社会福祉法人 明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町高山甲3678番地	平成14.5.1

○愛媛県告示第1311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
秋山明三	今治市桜井二丁目3-1	秋山整形外科	今治市桜井二丁目3-1	平成14.5.1

○愛媛県告示第1312号

県営ほ場事業長月地区中組工区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成14年7月17日から8月13日まで
- 3 縦覧場所

御荘町役場

○愛媛県告示第1313号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
かんがい排水事業	岩松地区	平成14年 3月20日
かんがい排水事業	宇和島地区	平成14年 3月25日
かんがい排水事業	宇和島第二地区	平成14年 3月27日

○愛媛県告示第1314号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年 7月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

- (ア) 1工区

北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2番耕地491番1地先から同字ゴラダ2番耕地2番1地先までの公有水面

- (イ) 2工区

北宇和郡吉田町大字深浦字ヲラギダ1番耕地407番12地先から同字ムカイ1番耕地38番1地先までの公有水面

- (ウ) 3工区

北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦1番耕地133番7地先から同字宮ノ浦1番耕地426番1地先までの公有水面

- (エ) 4工区

北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦1番耕地11番6地先の公有水面

イ 区域

- (ア) 1工区

次の1点から39点までを順次直線で結んだ線並びに39点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L.+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点1（北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2

番耕地474番2地先の道（町道深浦上線）に設置した金属屑）は、北緯33度19分3秒、東経132度30分17秒の地点

1点は、基点1から真北96度26分20秒80.44メートルの地点

2点は、1点から真北167度34分14秒10.38メートルの地点

3点は、2点から真北253度52分26秒1.82メートルの地点

4点は、3点から真北163度52分19秒5.70メートルの地点

5点は、4点から真北253度50分43秒1.57メートルの地点

6点は、5点から真北343度51分32秒2.93メートルの地点

7点は、6点から真北253度52分43秒7.66メートルの地点

8点は、7点から真北253度52分38秒9.96メートルの地点

9点は、8点から真北163度52分1秒2.40メートルの地点

10点は、9点から真北253度51分46秒2.34メートルの地点

11点は、10点から真北343度51分48秒1.00メートルの地点

12点は、11点から真北253度52分30秒2.80メートルの地点

13点は、12点から真北163度55分7秒1.00メートルの地点

14点は、13点から真北253度53分16秒0.50メートルの地点

15点は、14点から真北343度52分1秒2.40メートルの地点

16点は、15点から真北253度52分3秒4.40メートルの地点

17点は、16点から真北253度52分37秒9.99メートルの地点

18点は、17点から真北248度58分51秒10.16メートルの地点

19点は、18点から真北158度57分58秒2.40メートルの地点

20点は、19点から真北248度59分34秒0.50メートルの地点

21点は、20点から真北338度57分10秒1.00メートルの地点

22点は、21点から真北248度59分15秒2.80メートルの地点

23点は、22点から真北158度58分22秒1.00メートルの地点

24点は、23点から真北248度58分4秒2.34メートルの地点

25点は、24点から真北338度58分28秒2.40メートルの地点

26点は、25点から真北 248 度58分32秒 12.69メー
トルの地点

27点は、26点から真北 160 度 2 分55秒2.91メー
トルの地点

28点は、27点から真北 250 度 3 分 4 秒3.48メー
トルの地点

29点は、28点から真北 340 度 0 分26秒0.43メー
トルの地点

30点は、29点から真北 250 度 3 分56秒1.50メー
トルの地点

31点は、30点から真北 160 度 2 分30秒3.06メー
トルの地点

32点は、31点から真北 211 度 9 分34秒 10.42メー
トルの地点

33点は、32点から真北 301 度 9 分 7 秒2.80メー
トルの地点

34点は、33点から真北 211 度 9 分30秒 26.30メー
トルの地点

35点は、34点から真北 121 度10分29秒1.00メー
トルの地点

36点は、35点から真北 211 度 9 分 4 秒3.50メー
トルの地点

37点は、36点から真北 301 度10分29秒1.00メー
トルの地点

38点は、37点から真北 211 度 9 分40秒7.70メー
トルの地点

39点は、38点から真北 301 度11分51秒0.69メー
トルの地点

(イ) 2 工区

次の40点から53点までを順次直線で結んだ線、53
点と54点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L
・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線、
54点から64点までを順次直線で結んだ線並びに64点
と40点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L
・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線によ
り囲まれた区域

基点1（北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2
番耕地474番2地先の道（町道深浦上線）に設置し
た金属鈔）は、北緯33度19分3秒、東経132度30分
17秒の地点

40点は、基点1から真北92度53分24秒179.22メー
トルの地点

41点は、40点から真北 258 度10分55秒 13.77メー
トルの地点

42点は、41点から真北 348 度10分53秒6.00メー
トルの地点

43点は、42点から真北 258 度11分12秒6.32メー
トルの地点

44点は、43点から真北 348 度10分55秒3.10メー
トルの地点

45点は、44点から真北 258 度10分49秒7.48メー
トルの地点

46点は、45点から真北 258 度10分55秒 52.09メー

トルの地点

47点は、46点から真北 168 度10分54秒3.10メー
トルの地点

48点は、47点から真北 258 度10分24秒1.61メー
トルの地点

49点は、48点から真北 343 度52分47秒5.02メー
トルの地点

50点は、49点から真北 253 度54分32秒1.66メー
トルの地点

51点は、50点から真北 328 度56分55秒0.99メー
トルの地点

52点は、51点から真北 328 度56分49秒 22.95メー
トルの地点

53点は、52点から真北 339 度10分18秒2.22メー
トルの地点

54点は、基点1から真北83度38分56秒 95.21メー
トルの地点

55点は、54点から真北 139 度40分25秒2.15メー
トルの地点

56点は、55点から真北 149 度 3 分 5 秒6.16メー
トルの地点

57点は、56点から真北 112 度38分12秒4.35メー
トルの地点

58点は、57点から真北75度26分12秒3.14メー
トルの地点

59点は、58点から真北75度53分46秒 10.11メー
トルの地点

60点は、59点から真北76度36分41秒 10.11メー
トルの地点

61点は、60点から真北77度12分 9 秒6.65メー
トルの地点

62点は、61点から真北77度40分39秒6.65メー
トルの地点

63点は、62点から真北28度30分16秒3.97メー
トルの地点

64点は、63点から真北 339 度55分12秒 14.11メー
トルの地点

(ウ) 3 工区

次の65点から95点までを順次直線で結んだ線並び
に95点と65点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D
・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する
線により囲まれた区域

基点2（北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦1番
耕地4番3地先の道（国道378号）に設置した金属鈔）
は、北緯33度19分0秒、東経132度30分32秒の
地点

65点は、基点2から真北50度12分37秒334.00メー
トルの地点

66点は、65点から真北 242 度21分56秒3.35メー
トルの地点

67点は、66点から真北 332 度21分 3 秒1.70メー
トルの地点

68点は、67点から真北 242 度21分51秒 13.71メー

トルの地点
 69点は、68点から真北 242 度24分24秒1.00メー
 トルの地点
 70点は、69点から真北 242 度22分 0 秒 19.66メー
 トルの地点
 71点は、70点から真北 152 度21分56秒1.70メー
 トルの地点
 72点は、71点から真北 242 度21分44秒2.51メー
 トルの地点
 73点は、72点から真北 152 度27分59秒0.24メー
 トルの地点
 74点は、73点から真北 242 度22分 1 秒 17.23メー
 トルの地点
 75点は、74点から真北 242 度21分54秒 10.00メー
 トルの地点
 76点は、75点から真北 242 度22分 4 秒 10.00メー
 トルの地点
 77点は、76点から真北 242 度22分11秒 14.39メー
 トルの地点
 78点は、77点から真北 242 度22分22秒5.61メー
 トルの地点
 79点は、78点から真北 241 度28分42秒9.93メー
 トルの地点
 80点は、79点から真北 242 度 9 分17秒 10.14メー
 トルの地点
 81点は、80点から真北 242 度50分41秒2.14メー
 トルの地点
 82点は、81点から真北 332 度59分58秒0.24メー
 トルの地点
 83点は、82点から真北 243 度 9 分24秒3.59メー
 トルの地点
 84点は、83点から真北 333 度26分 7 秒1.70メー
 トルの地点
 85点は、84点から真北 243 度36分26秒4.48メー
 トルの地点
 86点は、85点から真北 244 度26分36秒 10.18メー
 トルの地点
 87点は、86点から真北 245 度35分24秒 10.19メー
 トルの地点
 88点は、87点から真北 246 度43分52秒 10.19メー
 トルの地点
 89点は、88点から真北 247 度27分41秒2.02メー
 トルの地点
 90点は、89点から真北 247 度33分37秒1.00メー
 トルの地点
 91点は、90点から真北 248 度 2 分37秒7.17メー
 トルの地点
 92点は、91点から真北 249 度 1 分24秒 10.19メー
 トルの地点
 93点は、92点から真北 249 度53分35秒5.18メー
 トルの地点
 94点は、93点から真北 160 度 9 分34秒1.70メー
 トルの地点

95点は、94点から真北 250 度50分54秒 11.85メー
 トルの地点

(工) 4 工区

次の96点から99点までを順次直線で結んだ線並び
 に99点と96点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 (C . D
 . L . + 2.25メートル) の陸と公有水面との接する
 線により囲まれた区域

基点 2 (北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦 1 番
 耕地 4 番 3 地先の道 (国道 378 号) に設置した金属
 鉸) は、北緯33度19分 0 秒、東経 132 度30分32秒の
 地点

96点は、基点 2 から真北24度58分57秒108.85メー
 トルの地点

97点は、96点から真北 117 度30分47秒 11.88メー
 トルの地点

98点は、97点から真北 207 度31分 8 秒5.00メー
 トルの地点

99点は、98点から真北 297 度30分38秒 12.11メー
 トルの地点

ウ 面積

1 工区 1,534.92平方メートル

2 工区 1,841.17平方メートル

3 工区 1,685.31平方メートル

4 工区 60.10平方メートル

合 計 5,121.50平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1、2 工区

北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ 2 番耕地 4
 91番 1 地先から同字ヲラギダ 1 番耕地 409 番 1 地先
 までの公有水面及び陸域

(イ) 3、4 工区

北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦 1 番耕地11番
 6 地先から同字宮ノ浦 1 番耕地 426 番 1 地先までの
 公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 1、2 工区

次の 1 点から34点までを順次直線で結んだ線及び
 34点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 1 (北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ 2
 番耕地 474 番 2 地先の道 (町道深浦上線) に設置し
 た金属鉸) は、北緯33度19分 3 秒、東経 132 度30分
 17秒の地点

1 点は、基点 1 から真北 119 度51分28秒228.00メー
 トルの地点

2 点は、1 点から真北 255 度 7 分30秒154.31メー
 トルの地点

3 点は、2 点から真北 305 度11分45秒 88.13メー
 トルの地点

4 点は、3 点から真北14度23分30秒 15.03メー
 トルの地点

5 点は、4 点から真北17度30分51秒7.57メー
 トルの地点

6 点は、5 点から真北22度51分32秒 10.06 メートルの地点
 7 点は、6 点から真北30度48分1秒4.01メートルの地点
 8 点は、7 点から真北37度38分45秒3.70メートルの地点
 9 点は、8 点から真北40度49分36秒6.26メートルの地点
 10 点は、9 点から真北32度21分31秒4.57メートルの地点
 11 点は、10 点から真北22度57分8秒2.39メートルの地点
 12 点は、11 点から真北13度1分57秒4.18メートルの地点
 13 点は、12 点から真北4度12分29秒5.54メートルの地点
 14 点は、13 点から真北2度25分55秒17.25メートルの地点
 15 点は、14 点から真北10度53分9秒3.24メートルの地点
 16 点は、15 点から真北42度15分8秒11.11メートルの地点
 17 点は、16 点から真北60度0分3秒23.25メートルの地点
 18 点は、17 点から真北59度17分15秒40.31メートルの地点
 19 点は、18 点から真北53度6分12秒7.96メートルの地点
 20 点は、19 点から真北61度16分47秒21.96メートルの地点
 21 点は、20 点から真北65度8分35秒26.86メートルの地点
 22 点は、21 点から真北74度51分13秒13.61メートルの地点
 23 点は、22 点から真北92度55分59秒6.83メートルの地点
 24 点は、23 点から真北108度35分40秒5.17メートルの地点
 25 点は、24 点から真北122度28分31秒5.36メートルの地点
 26 点は、25 点から真北133度1分30秒8.47メートルの地点
 27 点は、26 点から真北137度25分10秒58.17メートルの地点
 28 点は、27 点から真北246度58分1秒4.88メートルの地点
 29 点は、28 点から真北260度37分0秒3.42メートルの地点
 30 点は、29 点から真北164度54分22秒17.35メートルの地点
 31 点は、30 点から真北242度59分49秒0.97メートルの地点
 32 点は、31 点から真北163度57分7秒50.95メー

トルの地点

33 点は、32 点から真北166度26分4秒5.30メートルの地点

34 点は、33 点から真北248度15分58秒8.24メートルの地点

(イ) 3、4 工区

次の35点から65点までを順次直線で結んだ線及び65点と35点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点2（北宇和郡吉田町大字法花津字小深浦1番耕地4番3地先の道（国道378号）に設置した金属錕）は、北緯33度19分0秒、東経132度30分32秒の地点

35 点は、基点2から真北83度29分43秒121.49メートルの地点

36 点は、35 点から真北292度57分45秒106.54メートルの地点

37 点は、36 点から真北353度25分4秒15.57メートルの地点

38 点は、37 点から真北357度52分21秒5.17メートルの地点

39 点は、38 点から真北6度38分51秒17.57メートルの地点

40 点は、39 点から真北11度26分45秒13.29メートルの地点

41 点は、40 点から真北22度35分12秒11.90メートルの地点

42 点は、41 点から真北30度22分50秒18.01メートルの地点

43 点は、42 点から真北40度18分39秒12.49メートルの地点

44 点は、43 点から真北45度25分3秒7.13メートルの地点

45 点は、44 点から真北52度22分54秒24.64メートルの地点

46 点は、45 点から真北53度52分50秒11.48メートルの地点

47 点は、46 点から真北57度6分44秒14.17メートルの地点

48 点は、47 点から真北63度26分3秒23.80メートルの地点

49 点は、48 点から真北69度42分9秒10.79メートルの地点

50 点は、49 点から真北82度23分2秒8.45メートルの地点

51 点は、50 点から真北109度8分32秒22.60メートルの地点

52 点は、51 点から真北91度23分48秒15.90メートルの地点

53 点は、52 点から真北78度2分30秒13.96メートルの地点

54 点は、53 点から真北62度10分58秒11.94メートルの地点

55 点は、54 点から真北44度15分26秒16.95メー

ルの地点

56点は、55点から真北21度49分29秒 16.11メートルの地点

57点は、56点から真北36度41分23秒9.63メートルの地点

58点は、57点から真北60度15分50秒9.90メートルの地点

59点は、58点から真北70度13分28秒9.53メートルの地点

60点は、59点から真北 107 度 5 分 2 秒 24.76メートルの地点

61点は、60点から真北 187 度44分43秒 15.33メートルの地点

62点は、61点から真北99度16分18秒 14.60メートルの地点

63点は、62点から真北77度 2 分 4 秒8.72メートルの地点

64点は、63点から真北 167 度52分13秒 86.85メートルの地点

65点は、64点から真北 245 度22分 2 秒168.55メートルの地点

ウ 面積

1、2工区 30,130.72平方メートル

3、4工区 32,861.24平方メートル

合 計 62,991.96平方メートル

3 埋立地の用途

護岸用地 約 1,020平方メートル

胸壁用地 約 20平方メートル

漁港施設用地 約 410平方メートル

道路用地 約 3,570平方メートル

水路用地 約 100平方メートル

4 埋立免許年月日

平成14年7月8日

○愛媛県告示第1315号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

吉田町

北宇和郡吉田町大字東小路甲70番地

代表者 町長 清家 文男

北宇和郡吉田町大字奥浦甲1419番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

北宇和郡吉田町大字深浦字ヲラギダ1番耕地407番10地先から同字ヲラギダ1番耕地407番2地先までの公有水面

イ 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに

11点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2番耕地474番2地先の道（町道深浦上線）に設置した金属鉸）は、北緯33度19分3秒、東経132度30分17秒の地点

1点は、基点から真北78度41分41秒138.59メートルの地点

2点は、1点から真北159度55分12秒14.11メートルの地点

3点は、2点から真北208度30分16秒3.97メートルの地点

4点は、3点から真北257度40分39秒6.65メートルの地点

5点は、4点から真北257度12分9秒6.65メートルの地点

6点は、5点から真北256度36分41秒10.11メートルの地点

7点は、6点から真北255度53分47秒10.11メートルの地点

8点は、7点から真北255度26分12秒3.14メートルの地点

9点は、8点から真北292度38分12秒4.35メートルの地点

10点は、9点から真北329度3分5秒6.16メートルの地点

11点は、10点から真北319度40分25秒2.15メートルの地点

ウ 面積

594.09平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

北宇和郡吉田町大字深浦字ヲラギダ1番耕地407番12地先から同字ヲラギダ1番耕地407番14地先までの公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線及び9点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字深浦字ジョノシタ2番耕地474番2地先の道（町道深浦上線）に設置した金属鉸）は、北緯33度19分3秒、東経132度30分17秒の地点

1点は、基点から真北71度7分43秒86.68メートルの地点

2点は、1点から真北62度0分53秒7.76メートルの地点

3点は、2点から真北65度8分35秒26.86メートルの地点

4点は、3点から真北74度51分13秒13.61メートルの地点

5点は、4点から真北92度55分41秒3.58メートルの地点

6 点は、5 点から真北 159 度55分14秒 34 .61 メートルの地点
 7 点は、6 点から真北 208 度29分56秒4 .88メートルの地点
 8 点は、7 点から真北 256 度37分 0 秒 37 .41 メートルの地点
 9 点は、8 点から真北 292 度38分 9 秒5 .02メートルの地点

ウ 面積

1 ,745 .87平方メートル

3 埋立地の用途

公園用地

4 埋立免許年月日

平成14年7月8日



○愛媛県告示第1316号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年7月16日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県西条市喜多川853番4の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 愛媛県西条市港北新地463番地先国土地理院「発電所」四等三角点（北緯33度56分08.2027秒、東経133度09分41.7049秒）

①の地点 基点から43度27分16秒325.52メートルの地点

②の地点 ①の地点から335度45分23秒257.99メートルの地点

③の地点 ②の地点から41度45分23秒142.99メートルの地点

④の地点 ③の地点から131度45分23秒20.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から221度45分23秒61.50メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から311度45分23秒2.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から221度45分23秒7.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から131度45分23秒2.00メートルの地点

ルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から221度45分23秒61.50メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から155度45分23秒36.50メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から245度45分23秒2.00メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から155度45分23秒7.00メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から65度45分23秒2.00メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から155度45分23秒93.00メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から245度45分23秒2.00メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から155度45分23秒7.00メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から65度45分23秒2.00メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から155度45分23秒79.20メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から65度45分23秒50.00メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から335度45分23秒17.20メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から65度45分23秒7.00メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から335度45分23秒1.70メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から65度45分23秒4.50メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から155度45分23秒2.40メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から65度45分23秒19.60メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から335度45分23秒2.40メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から65度45分23秒19.40メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から155度45分23秒1.70メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から65度45分23秒9.00メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から335度45分23秒1.70メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から65度45分23秒4.50メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から155度45分23秒2.40メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から65度45分23秒19.60メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から335度45分23秒2.40メートルの地点

③⑤の地点 ③④の地点から65度45分23秒 19.40メートルの地点
 ③⑥の地点 ③⑤の地点から 155度45分23秒1.70メートルの地点
 ③⑦の地点 ③⑥の地点から65度45分23秒9.00メートルの地点
 ③⑧の地点 ③⑦の地点から 335度45分23秒1.70メートルの地点
 ③⑨の地点 ③⑧の地点から65度45分23秒4.50メートルの地点
 ④⑩の地点 ③⑨の地点から 155度45分23秒2.40メートルの地点
 ④⑪の地点 ④⑩の地点から65度45分23秒 19.60メートルの地点
 ④⑫の地点 ④⑪の地点から 335度45分23秒2.40メートルの地点
 ④⑬の地点 ④⑫の地点から65度45分23秒 19.40メートルの地点
 ④⑭の地点 ④⑬の地点から 155度45分23秒1.70メートルの地点
 ④⑮の地点 ④⑭の地点から65度45分23秒7.00メートルの地点
 ④⑯の地点 ④⑮の地点から 335度45分23秒5.50メートルの地点
 ④⑰の地点 ④⑯の地点から65度45分23秒 44.00メートルの地点
 ④⑱の地点 ④⑰の地点から 155度45分23秒2.00メートルの地点
 ④⑲の地点 ④⑱の地点から65度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑤⑰の地点 ④⑲の地点から 335度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑤⑱の地点 ⑤⑰の地点から65度45分23秒 46.50メートルの地点
 ⑤⑲の地点 ⑤⑱の地点から 335度45分23秒 66.50メートルの地点
 ⑤⑳の地点 ⑤⑲の地点から65度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑤㉑の地点 ⑤⑳の地点から 245度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑤㉒の地点 ⑤㉑の地点から 335度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑤㉓の地点 ⑤㉒の地点から 245度45分23秒 46.50メートルの地点
 ⑤㉔の地点 ⑤㉓の地点から 335度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑤㉕の地点 ⑤㉔の地点から 245度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑤㉖の地点 ⑤㉕の地点から 155度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑤㉗の地点 ⑤㉖の地点から 245度45分23秒 93.00メー

トルの地点
 ⑥⑱の地点 ⑥⑱の地点から 335度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑥㉑の地点 ⑥⑲の地点から 245度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑥㉒の地点 ⑥㉑の地点から 155度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑥㉓の地点 ⑥㉒の地点から 245度45分23秒 46.50メートルの地点
 ⑥㉔の地点 ⑥㉓の地点から 335度45分23秒 20.00メートルの地点
 ⑥㉕の地点 ⑥㉔の地点から65度45分23秒 76.50メートルの地点
 ⑥㉖の地点 ⑥㉕の地点から 155度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑥㉗の地点 ⑥㉖の地点から65度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑥㉘の地点 ⑥㉗の地点から 335度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑥㉙の地点 ⑥㉘の地点から65度45分23秒 93.00メートルの地点
 ⑥㉚の地点 ⑥㉙の地点から 155度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑥㉛の地点 ⑥㉚の地点から65度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑥㉜の地点 ⑥㉛の地点から 335度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑥㉝の地点 ⑥㉜の地点から65度45分23秒 59.72メートルの地点
 ⑥㉞の地点 ⑥㉝の地点から 165度45分23秒 76.16メートルの地点
 ⑥㉟の地点 ⑥㉞の地点から 155度45分23秒130.00メートルの地点

ウ 面積

30,281.86平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西条市喜多川 853番4の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 愛媛県西条市港北新地 463番地先国土地理院「発電所」四等三角点（北緯33度56分08.2027秒、東経133度09分41.7049秒）

㉑の地点 基点から26度30分08秒195.22メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から 335度45分23秒356.24メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から41度56分23秒600.28メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から 131度56分23秒178.98メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から 215度45分23秒 50.00メー

トルの地点
 ㊦の地点 ㊥の地点から 125 度45分23秒 95 .70 メートルの地点
 ㊧の地点 ㊦の地点から 165 度45分23秒207 .18メートルの地点
 ㊨の地点 ㊧の地点から 155 度45分23秒123 .00メートルの地点

ウ 面積

290 ,782 .41平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 埋立免許年月日

平成14年7月5日

○愛媛県告示第1317号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成14年7月16日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷 164 番地

代表者 市長 伊藤宏太郎

西条市大町 244 番地の4

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県西条市喜多川 853 番4の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち㊠の地点から㊦の地点までを順次に結んだ線及び㊠の地点と㊦の地点とを結ぶ昭和26年3月2日付け愛媛県指令河第966号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+3.72メートルにより決定）により囲まれた区域

基点 愛媛県西条市港北新地 463 番地先国土地理院「発電所」四等三角点（北緯33度56分08.2027秒、東

経 133 度09分 41 .7049 秒）

㊠の地点 基点から64度10分48秒491.86メートルの地点

㊡の地点 ㊠の地点から 335 度45分23秒 44 .00メートルの地点

㊢の地点 ㊡の地点から 245 度45分23秒190 .50メートルの地点

㊣の地点 ㊢の地点から 335 度45分23秒 66 .00メートルの地点

㊤の地点 ㊣の地点から65度45分23秒360.00メートルの地点

㊦の地点 ㊤の地点から 155 度45分23秒110 .00メートルの地点

ウ 面積

31 218 .00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西条市喜多川 853 番4の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊠の地点と㊠の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 愛媛県西条市港北新地 463 番地先国土地理院「発電所」四等三角点（北緯33度56分08.2027秒、東経 133 度09分 41 .7049 秒）

㊠の地点 基点から68度25分26秒151.34メートルの地点

㊡の地点 ㊠の地点から 335 度45分23秒130 .57メートルの地点

㊢の地点 ㊡の地点から65度45分23秒590.00メートルの地点

㊣の地点 ㊢の地点から 155 度45分23秒129 .91メートルの地点

ウ 面積

76 842 .73平方メートル

3 埋立地の用途

港湾関連用地

4 埋立免許年月日

平成14年7月5日

○愛媛県告示第1318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市藤縄字河向甲1552番1から 同市藤縄字丸ヲ山乙10番2地先まで	旧	メートル 14.8~44.8 4.4~17.8	キロメートル 0.095 0.118	
			新	14.8~67.5	0.095	

○愛媛県告示第1319号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市藤縄字河向甲1552番 1 から 同市藤縄字丸ヲ山乙10番 2 地先まで	平成14年 7月19日

○愛媛県告示第1320号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。
 平成14年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称
大西町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
今治広域都市計画下水道事業

- 大西町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成14年 7月16日から
平成21年 3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県越智郡大西町大字大井浜及び大字脇地内
 - (2) 使用の部分
愛媛県越智郡大西町大字脇地内

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。
 平成14年 7月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
大塚まさのり後援会	西 岡 修	立 脇 教 善	上浮穴郡小田町大字町村317	平成14年 4月 4日	
岩岡義一後援会	岸 田 透	本 田 安 雄	上浮穴郡小田町大字寺村689	平成14年 4月10日	
S I S基金会	大 岩 知 喜	渡 部 雅 子	東予市三津屋南 9 - 3	平成14年 4月12日	
井上晋作後援会	井 上 晋 作	井 上 恵 子	東宇和郡宇和町大字岩木1550	平成14年 4月12日	
吉岡政雄後援会	吉 岡 政 雄	市 川 文 太 郎	松山市石手 1 - 4 - 33	平成14年 4月15日	
一柳清志後援会	泉 明	富 永 健 資	上浮穴郡小田町大字町村262	平成14年 4月17日	
西岡基後援会	上 野 幸 計	土 井 稔	上浮穴郡小田町大字町村278 - 1	平成14年 4月24日	
山本五郎後援会	平 野 啓 三	田 部 浩 三	今治市片原町 3 - 1 - 13	平成14年 5月10日	
吉田善三郎後援会	真 鍋 烈	吉 田 治 代	川之江市川之江町3112 - 58	平成14年 5月13日	
渡部しんじを励ます会	渡 部 伸 二	渡 部 美 幸	温泉郡川内町南方576 - 2	平成14年 5月23日	
大門通矩後援会	井 上 隆 利	西 山 芳 弘	大洲市五郎甲2416	平成14年 5月28日	
愛媛県接骨師連盟	金 村 清 文	伊 藤 省 三	松山市一番町 1 - 14 - 10	平成14年 6月 3日	

阿部悦子を推薦する会	流 水 龍 也	木 村 伸 樹	松山市松前町3 - 2 - 2	平成14年6月6日	
菊地信武後援会	中 澤 良 夫	武 田 徳	南宇和郡一本松町増田4959 - 2	平成14年6月12日	
竹内努後援会	竹 内 努	井 上 好 丸	大洲市田口甲25 - 9	平成14年6月13日	
村上常雄後援会	玉 木 道 輝	木 戸 薫 則	大洲市北只783 - 1	平成14年6月20日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成14年7月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
自由民主党愛媛県遺族会支部	会 計 責 任 者	小 川 清	光 田 俊 介	平成14年4月1日	政党の支部
日本遺族政治連盟愛媛県支部	会 計 責 任 者	小 川 清	光 田 俊 介	平成14年4月1日	
自由民主党愛媛県農政同志会支部	会 計 責 任 者	宇都宮 武 美	渡 部 康 男	平成14年4月2日	政党の支部
愛媛県農政同志会	会 計 責 任 者	宇都宮 武 美	渡 部 康 男	平成14年4月2日	
自由民主党愛媛県海運支部	会 計 責 任 者	村 瀬 牧 男	長谷部 安 俊	平成14年4月4日	政党の支部
全国社会保険推進連盟愛媛県支部	会 計 責 任 者	三 好 清 春	弓 達 潤 一	平成14年4月5日	
松浦敬恒後援会	会 計 責 任 者	池 田 源 美	兵 頭 渡	平成14年4月10日	
宇都宮明宏後援会	会 計 責 任 者	上 甲 善 一	佐々木 怜 二	平成14年4月11日	
愛媛県土地改良政治連盟	会 計 責 任 者	田 中 洋 二	光 峰 友 典	平成14年4月11日	
自由民主党愛媛県土地改良支部	会 計 責 任 者	田 中 洋 二	光 峰 友 典	平成14年4月15日	政党の支部
自由民主党朝倉支部	主たる事務所の所在地	越智郡朝倉村大字朝倉上甲81 5 - 4	越智郡朝倉村大字朝倉南甲31 2	平成14年4月15日	政党の支部
	代 表 者	山之内 進	仙 波 悟		
愛媛県商工連盟連合会大洲支部	会 計 責 任 者	木 内 進	岩 田 孝 明	平成14年4月16日	
松山清後援会	代 表 者	大 塚 良	藤 代 公 弘	平成14年4月16日	
高岡つくお後援会	主たる事務所の所在地	東宇和郡宇和町大字卯之町3 - 183	東宇和郡宇和町大字卯之町3 - 353	平成14年4月18日	
	代 表 者	清 家 清 廣	武 内 留 濟		
	会 計 責 任 者	高 岡 津也子	井 上 誠 祥		
みつだ忠きのう、きょう、あす、久万町を考える会	会 計 責 任 者	光 田 美智子	光 田 豊 美	平成14年4月25日	
池田泰典後援会	代 表 者	吉 井 孝 夫	福 岡 由喜雄	平成14年4月30日	

	会 計 責 任 者	大久保 信 生	永 井 照 記		
山本五郎後援会	主たる事務所の所在地	今治市片原町3 - 1 - 13	今治市泉川町2 - 2 - 13	平成14年5月10日	
	会 計 責 任 者	田 部 浩 三	秋 山 勝 美		
吉村直城後援会	代 表 者	山 口 誠	尾 崎 照 夫	平成14年5月10日	
今井久代後援会	代 表 者	村 上 健 一	岡 崎 溥	平成14年5月13日	
自由民主党岩城支部	主たる事務所の所在地	越智郡岩城村1605 - 2	越智郡岩城村1287	平成14年5月17日	政党の支部
	代 表 者	新 川 健	福 井 一 明		
自由民主党愛媛県支部 連合会	代 表 者	山 本 敏 孝	谷 本 永 年	平成14年5月21日	政党の支部
	会 計 責 任 者	菊 池 平 以	篠 原 実		
渡部しんじを励ます会	主たる事務所の所在地	温泉郡川内町南方576 - 2	温泉郡川内町南方588 - 1	平成14年5月23日	
自由民主党愛媛県建設 関係支部	代 表 者	浅 田 毅	安 藤 晶 文	平成14年5月27日	政党の支部
愛媛県中小企業政治協 議会	会 計 責 任 者	小 山 正	渡 部 正 人	平成14年5月30日	
愛媛県獣医師政治連盟	代 表 者	山 崎 勝	森 康 行	平成14年5月31日	
自由民主党大西支部	主たる事務所の所在地	越智郡大西町大字別府218	越智郡大西町宮脇甲1297 - 5	平成14年6月3日	政党の支部
	代 表 者	小 池 陸 雄	阿 部 安 男		
	会 計 責 任 者	越 智 昭	近 藤 完 治		
自由民主党魚島支部	主たる事務所の所在地	越智郡魚島村2 - 238 - 1	越智郡魚島村1 - 962	平成14年6月3日	政党の支部
	代 表 者	泉 原 光 雄	大 林 晃 利		
	会 計 責 任 者	大 林 清 孝	藤 本 三 郎		
愛媛県不動産政治連盟	会 計 責 任 者	九 鬼 一 喜	田 中 健	平成14年6月5日	
日本共産党東予地区委 員会	代 表 者	平 本 哲 郎	小 倉 誠一郎	平成14年6月7日	政党の支部
日本薬業政治連盟愛媛 県支部	会 計 責 任 者	佐々木 敏 郎	成 岡 力	平成14年6月12日	
自由民主党東予市支部	会 計 責 任 者	大 西 晃 二	森 川 輝 久	平成14年6月18日	政党の支部
自由民主党愛媛県大樹 支部	主たる事務所の所在地	松山市久米窪田町1073 - 5	松山市西石井404 - 6	平成14年6月20日	政党の支部
	代 表 者	矢 野 冬 樹	澤 近 駿 一		
	会 計 責 任 者	亀 岡 哲 典	山 岡 美 賀 雄		
自由民主党愛媛県防衛 協賛支部	主たる事務所の所在地	松山市平井町甲3063 - 5	松山市水産町1195 - 11	平成14年6月25日	政党の支部
	会 計 責 任 者	寺 岡 陸 雄	上 野 筆 満		

自由民主党愛媛県中小建築業支部	主たる事務所の所在地	松山市勝山町2-3-1	松山市勝山町2-12-7	平成14年6月25日	政党の支部
	会計責任者	西岡弘司	矢野中		
自由民主党いよてつ高島屋支部	政治団体の名称	自由民主党いよてつ高島屋支部	自由民主党いよてつ百貨店支部	平成14年6月25日	政党の支部
	会計責任者	河瀬稔	梅本昭夫		
民主党愛媛県総支部連合会	代表者	成見憲治	藤原敏隆	平成14年6月28日	政党の支部
自由民主党肱川支部	主たる事務所の所在地	喜多郡肱川町大字山鳥坂5610	喜多郡肱川町宇和川1500	平成14年6月28日	政党の支部
	代表者	渡辺弘務	松本金次郎		
	会計責任者	藤川貢	沖浦賢嗣		

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。
平成14年7月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤山 薫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
愛媛県民主教育政治連盟	笹田徳三郎	平成14年4月8日
本田幸巳後援会	岸田透	平成14年4月9日
M M C 愛媛政治センター	高須賀正治	平成13年12月22日
吉岡政雄後援会	吉岡政雄	平成14年4月15日

中島きよのぶと歩む会	中島清延	平成14年4月16日
梅木良照後援会	大野富士男	平成14年4月30日
河辺進歩会	梅木良照	平成14年4月30日
山本五郎後援会	平野啓三	平成14年5月10日
小野とよみ後援会	今井芳典	平成14年5月12日
村上忠美後援会	渡部敏孝	平成14年5月15日
渡部しんじを励ます会	渡部伸二	平成14年5月23日

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
平成14年7月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤山 薫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
吉岡政雄	松山市議会議員	吉岡政雄後援会	松山市石手1-4-33	吉岡政雄	平成14年4月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。
平成14年7月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤山 薫

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
吉 岡 政 雄	松山市議会議員	吉岡政雄後援会	松山市石手1 - 4 - 33	吉 岡 政 雄	平成14年4月15日
中 島 清 延	松山市議会議員	中島きよのぶと歩む会	松山市美沢1 - 8 - 57	中 島 清 延	平成14年4月22日
梅 木 良 照	河辺村長	河辺進歩会	喜多郡河辺村大字河都1285	梅 木 良 照	平成14年5月9日